

兵庫県公報

令和元年6月4日 火曜日 第11号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	1
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	2
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	2
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 兵庫県県庁舎等再整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザルの実施（新庁舎整備課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
県議会事務局公告	
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	6
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	6

告 示

兵庫県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- (2) 作業期間
令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- (3) 作業地域
丹波市及び香美町の各一部
- 2 (1) 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- (2) 作業期間
令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- (3) 作業地域
神戸市、西宮市、洲本市、宝塚市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市及び猪名川町の各一部

~~~~~

### 兵庫県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年1月7日から同年4月30日まで
- 3 作業地域  
神戸市長田区大丸町地内



**兵庫県告示第104号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
令和元年6月14日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所  
宝塚市旭町2-4-15 兵庫県宝塚総合庁舎地下1階第4会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 ハウジングオフィスK  
代表者氏名 駒田純一  
事務所所在地 兵庫県伊丹市西台1-5-20-1203  
免許番号 兵庫県知事（3）第203981号  
免許年月日 令和元年5月27日



**兵庫県告示第105号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                            | 住所                     | 事務所の所在地                          | 指定年月日     |
|-------------------------------|------------------------|----------------------------------|-----------|
| NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ | 神戸市中央区元町通6丁目7番9号秋毎ビル1階 | 神戸市長田区腕塚町5丁目5番1アスタくにづか1番館北棟206区画 | 令和元年5月24日 |

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
151,145,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月4日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山路通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,835,033円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月4日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山路通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
149,999,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**兵庫県県庁舎等再整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザルの実施**

県庁舎等再整備基本計画策定支援業務を行う者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

県庁周辺地域は、建築後約50年を経過する県庁舎の耐震性不足や周辺県有施設の老朽化、元町駅を挟む南北の交通の分断など、様々な課題を抱えていることから、県庁舎及び周辺地域等の再整備の基本的な考え方となる「県庁舎等再整備基本構想」を策定したところである。

そこで、本基本構想の具体化を図るため、リーディングプロジェクトとなる「県庁舎ゾーンの再整備計画」と景観形成に対する考え方等を含めた「にぎわい交流ゾーンの整備計画」を並行して検討し、『県庁舎等再整備基本計画』としてとりまとめる。

この策定支援業務には、高度な企画力や技術力、豊富な知識や経験が求められることから、公募によるプロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名 称 兵庫県県庁舎等再整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル

(2) 提出書類

ア 参加表明書等

イ 事業提案書等（上記アの参加表明書等を評価し、事業提案書等の提出を求める参加者（以下「被要請者」という。）として選定された者にものみ提出を求める。）

(3) 選定方法及び選定委員会

ア 選定方法

選定は次の2段階とする。

(7) 第1次審査

県庁舎等再整備基本計画策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が参加表明書等を審査し、被要請者（5者程度）を選定する。

(4) 第2次審査

選定委員会が事業提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、受託候補者を選定する。

イ 選定委員会

第1次審査及び第2次審査は、下記の選定委員会で行う。

委員長 安田 丑 作 神戸大学名誉教授

委員 柏木 浩 一 有限会社アビタ代表取締役副社長

佐竹 隆 幸 関西学院大学専門職大学院教授

湯川 カ ナ 一般社団法人リベルタ学舎代表理事

日下部 雅 之 兵庫県企画県民部新庁舎整備室長

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者 兵庫県

イ 事務局 兵庫県企画県民部新庁舎整備室新庁舎整備課整備班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館11階）

電話 (078) 362-3159

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の(1)から(9)までの要件を全て満たさなければならない（デザインコンセプトへの助言等、業務の一部（主たる部分を除く。）を行う協力事業者については、(2)から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。）。

(1) 兵庫県における測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有すること。又は、契約までに入札参加資格を取得できること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
  - (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
  - (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - (7) 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
  - (8) 管理技術者に一級建築士を配置できること。
  - (9) 平成20年4月以降に、次に掲げる全ての業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること。
    - ア 延べ面積10,000平方メートル以上の新築の庁舎又は事務所の計画策定、設計等に関する業務
    - イ 都市デザイン(都市計画、景観計画又は交通計画の立案等)に関する業務
- 4 設計共同体における参加資格
- 設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない(デザインコンセプトへの助言等、業務の一部(主たる部分を除く。)を行う協力事業者については、前項(2)から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。)
- (1) 設計共同体の構成員は、設計共同体の代表者を決め、代表者が本プロポーザル手続及び業務委託契約において全ての責任を持つこと。
  - (2) 全ての構成員は、前項(1)から(5)まで及び(7)の要件を満たすこと。
  - (3) 設計共同体の代表者は、前項(6)、(8)及び(9)アの要件を満たすこと。
  - (4) 設計共同体の構成員のいずれかは、前項(9)イの要件を満たすこと。
- なお、参加表明書等の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書(様式は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」平成10年12月10日付建設省営建発第65号(最終改正平成21年12月24日)に記載の「設計共同体協定書」に準じて作成するものとする。)を参加表明書等の提出時に添付するものとする。
- 5 被要請者及び受託候補者の選定基準
- (1) 被要請者の選定基準(第1次審査)
    - ア 実施体制(参加者の受賞実績、実施体制、管理技術者等の業務実績等)
    - イ 企画提案(業務に対する理解度・的確性・独創性・実現性等、取組体制、工程計画)
  - (2) 受託候補者の選定基準(第2次審査)
    - ア 事業提案(テーマに対する理解度、提案内容的確性、独創性、実現性)
    - イ 取組意欲(チームワーク、コミュニケーション力、取組姿勢、説明の整合性等)
    - ウ 価格評価(経費見積)
- 6 手続等
- (1) 募集要領の公表
    - ア 公表日 令和元年6月4日(火)
    - イ 公表方法 兵庫県庁のホームページ及び掲示による。
  - (2) 参加表明書等の提出場所、期間及び方法
    - ア 提出場所 上記2(4)イに掲げる事務局
    - イ 提出期間 令和元年6月17日(月)から同月21日(金)まで  
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
    - ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必着とする。
  - (3) 事業提案書等の提出場所、期間及び方法
    - ア 提出場所 上記2(4)イに掲げる事務局
    - イ 提出期間 令和元年7月8日(月)から同月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必着とする。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記2(4)イに掲げる事務局
- (4) その他詳細は、兵庫県県庁舎等再整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル募集要領による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
宍粟市山崎町三津字小牛芝102番3、113番1、113番2、113番4、114番3、118番1、118番2、119番、120番、113番1地先里道、113番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年11月15日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-16号（30宍粟）

県議会事務局公告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成30年度における運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月4日

兵庫県議会議長 松本隆弘

1 公文書公開及び審査請求の状況

(単位：件)

| 区分 | 公文書の公開 |      |      |     |     | 審査請求<br>件数 |
|----|--------|------|------|-----|-----|------------|
|    | 請求件数   | 処理状況 |      |     |     |            |
|    |        | 公開   | 部分公開 | 非公開 | その他 |            |
| 件数 | 48     | 22   | 17   | 9   | 0   | 2          |

2 情報提供の状況

提供件数 196件

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第43号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成31年4月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第

3項の規定に基づき告示する。

令和元年6月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

その他の政治団体

| 名称             | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地              |
|----------------|-------|---------|-------------------------|
| 明るく住みよい三田をつくる会 | 川越秀治  | 大中祥弘    | 三田市中央町2-15              |
| 有野光洋後援会        | 西野敦紀  | 織田康司    | 明石市小久保2丁目2-12-501       |
| 井口まさのり後援会      | 川添厚   | 芳賀久典    | 赤穂郡上郡町船坂929             |
| 井口まさのりを支え育てる会  | 西川友浩  | 本井隆幸    | 赤穂郡上郡町高田台4丁目201-20-17   |
| いとう順一とつくる会     | 米田憲司  | 津田聡美    | 宝塚市伊子志4-2-2             |
| 稲葉康介後援会        | 稲葉康介  | 古澤欽逸    | 豊岡市日高町栗栖野942            |
| 今村たけしXDL       | 今村岳司  | 今村岳司    | 西宮市津門西口町2-18-201        |
| 奥土居帥心後援会       | 奥土居浩  | 奥土居利子   | 篠山市味間新131-7             |
| 岸本正人後援会        | 宅見潔   | 岸本文枝    | 美方郡香美町村岡区祖岡632          |
| 幸田勝治後援会        | 幸田保子  | 木南栄子    | 佐用郡佐用町上本郷540            |
| 佐野剛志後援会        | 中村誠作  | 東江良     | 尼崎市西立花町2丁目31-22         |
| 大創連合           | 沢村信彦  | 速水淑     | 神戸市北区山田町下谷上字中一里山6番地の107 |
| 高井くにとしを囲む会     | 高井國年  | 大杉照昌    | 神崎郡福崎町山崎1011            |
| 高橋邦夫後援会        | 田中允之  | 高橋宏明    | 美方郡新温泉町用土189-2          |
| タカラヅカを取り戻す会    | 酒井敬子  | 酒井千枝    | 宝塚市すみれガ丘2丁目2-1-1310     |
| 田中たかお後援会       | 田中敦子  | 田中隆男    | 加古川市西神吉町鼎583番地の1        |
| 田中ひでのり後援会      | 田中秀典  | 矢野隆美    | 三田市中央町2-15              |
| チェンジ宝塚市民の会     | 嶋貫孝弘  | 津田聡美    | 宝塚市伊子志2-17-8-4F         |
| 永安弘後援会         | 大国光男  | 樋口徹     | 赤穂市片浜町15-1              |
| 中山たけのぶ後援会      | 中山竹信  | 中山潤子    | 赤穂郡上郡町八保甲141-1          |
| 成田政敏後援会        | 成田政敏  | 戸田賢二    | 神崎郡神河町大山755番地           |
| 苦瓜かずしげ後援会      | 立川繁美  | 石井千恵子   | 姫路市網干区垣内東町47-1          |
| 日本共産党辻誠一後援会    | 高田茂博  | 杉浦はる子   | 多可郡多可町中区森本507-7         |
| 濱崎ふみたか後援会      | 濱崎史孝  | 濱崎美喜    | 宝塚市逆瀬台1丁目8D401          |
| 丸山孝宏後援会        | 丸山孝宏  | 丸山孝宏    | 尼崎市水堂町1丁目3番13号          |
| 宮崎春貴後援会        | 田中功   | 百山晃喬    | 西脇市西脇932                |

|              |         |         |                  |
|--------------|---------|---------|------------------|
| 山本ごろう後援会     | 山 本 悟 朗 | 山 本 千代栄 | 小野市下来住町1778      |
| 豊かな篠山を未来に残す会 | 西 岡 博 史 | 永 山 直 美 | 篠山市大沢2丁目5-4      |
| リバイバルKOBÉ    | 丸 山 義 明 | 丸 山 義 明 | 神戸市須磨区東白川台4丁目2-5 |
| レコンキスタ西宮     | 今 村 岳 司 | 今 村 岳 司 | 西宮市津門西口町2-18-201 |